

パラフィン浴装置設置要綱

1 目的

この要綱は、パラフィン浴装置（以下「装置」という。）の管理及び使用等について必要な事項を定める。

2 設置基準

装置を設置する学校（以下「設置校」という。）は、利用者及び地域の均衡等を勘案し決定する。

3 設置校の管理責任者等

- (1) 設置校の管理責任者は校長とする。
- (2) 安全衛生推進者（教頭）は、装置の維持管理を行う。

4 利用者及び利用方法

- (1) 装置の使用できる者は、原則として学校給食調理員とする。ただし、使用条件に合わない者は除く。
- (2) 利用希望者は、自校の教頭をとおして設置校の安全衛生管理員に申し込む。
- (3) 利用者は、パラフィン浴装置の使用法、操作方法及び使用上の注意を遵守する。
- (4) 利用者の責に帰する事故については、本人の責任とする。
- (5) 利用者は、使用が終了した場合は、設置校の安全衛生推進者に報告する。
- (6) 利用者は、使用簿に必要事項を記入する。

5 使用日及び時間

- (1) 使用日は、月曜日から金曜日までとする。
- (2) 使用時間は、原則として午後3時から4時15分までとする。
- (3) 設置校の休業日等管理に支障がある場合は使用できない。

6 服 務

必要な時間を職免とする。

7 費 用

パラフィン浴装置の維持管理に要する費用は、教育委員会が負担する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附則

この要綱は、平成7年2月15日から施行する。